

議第10号議案

市長専決処分事項指定の件の一部改正

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）の一部を次のように改正する。

平成21年12月11日提出

市会運営委員会

委員長 畑野 鎮雄

第1号中「提起」の次に「(第4号及び第5号に規定するものを除く。)」を加え、第2号中「和解」の次に「(第5号に規定するものを除く。)」を加え、第3号中「第4号」を「第5号」に改め、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「係る」の次に「訴えの提起(支払を請求する使用料の額が5,000,000円以下のものに限る。)」を加え、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 訴訟物の価額が5,000,000円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関する事。

#### 提 案 理 由

訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収等に係る訴えの提起を市長専決処分事項に指定するため、市長専決処分事項指定の件の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

市長専決処分事項指定の件

〔 上段 改正案 〕  
〔 下段 現 行 〕

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するものほか、市長において専決処分にすることができる。

(1) 訴訟物の価額が300,000円以下の訴えの提起 （第4号及び第5号に規定するものを除く。） に関すること。

(2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 （第5号に規定するものを除く。） に関すること。

(3) 申立価額200,000円以下の民事調停 （<sup>第5号</sup>に規定するものを除く。） に関すること。

(4) 訴訟物の価額が5,000,000円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起（次号に規定するものを除く。）に関すること。

(5) 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る 訴えの提起（支払を請求する使用料の額が5,000,000円以下のものに限る。）、和解及び民事調停に関すること。

(6) （本文省略）

(5)

(7)  
—— (本文省略)  
(6)